

## 平成29年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 公の施設に係る使用料の減免について
- 3 監査対象 市民文化部市民生活課（楠交流会館使用料）
- 4 監査実施期間 平成30年2月2日
- 5 監査結果報告 平成30年3月30日

### 監査の結果（指摘事項）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【市民生活課（楠交流会館使用料）】

<p>(1) 減免に係る事務手続について ア 申請者から提出された減免申請書に減免を必要とする理由が記載されていない事例が見受けられた。規則の規定に従い減免申請書に必要事項が記載されていることを受領時に十分確認し、不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月 2日 減免申請書の受領時に、減免を必要とする理由等の必要事項が記載されていることの確認を徹底するよう、職員会議において周知した。</p>
---	--

平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 公の施設に係る使用料の減免について
- 3 監査対象 市民文化部市民生活課
- 4 監査実施期間 平成30年2月2日
- 5 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【市民生活課（楠交流会館使用料）】

<p>共通（2）減免に係る事務手続について 減免決定に係る起案文書において、減免する使用料の額、減免事由（減免の根拠となる規定や基準などを含む。）などを明瞭に記載し、その決定過程を明確にしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月 2日 減免決定に係る起案文書において、減免する使用料の額及び減免に係る根拠規定を記載し、決定過程を明確にするよう、職員会議において周知した。</p>
<p>（1）減免基準の規定内容について 減免基準において、減免の対象となる事由の定めはあるが、減免をする割合が定められていなかった。減免をする割合についても定め、減免基準を明確なものとする。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年10月 1日 減免対象と減免割合について改めて検討したが、現行規則において規定されている事項以外に減免対象はなく、減免割合は引き続き10割とすることとし、基準として定めた。</p>

【市民生活課（橋北交流施設使用料）】

<p>共通（1）減免基準の整備について 減免基準が整備されていない事例が見受けられた。恣意的判断を防止し、減免処理の公正を確保するため、過去の減免事例における減免事由を勘案のうえ、誰が、どのような目的又は用法で利用するとき、どのような範囲で、減免するかについて、できる限り具体的に定めた減免基準を整備すること。併せて、減免処理に係る手続についても要綱等により定め、明確なものとしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 当施設は平成29年度に開館したところであり、事例の蓄積が少ないため、減免基準が整備されていない。施設の利用状況や市民のニーズ等の把握に努め、他の施設の状況も調査して、減免対象や減免割合について検討し、平成31年度中を目途にできる限り具体的な基準の整備を図っていく。</p>
	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 当施設は、市民の地域社会づくり及びまちづくり活動を行う団体等に会合等の場を提供することを目的として設置した。 当施設が開館して以降、使用料を減免した事例は、市が主催したオープニングイベントのみであるため、当施設の使用に係る使用料の減免対象及び減免割合については、市が主催し、橋北交流会館全館を挙げて行うイベント等においてのみ使用料を免除とする減免基準を定めた。</p>